平成２３年（フ）第３６号
島根県出雲市中野町859番地１　コーポラス田園１―206、前住所島根県出雲市中野町219番地１
債務者　池田　雪乗
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第７４４３号
東京都多摩市豊ケ丘６丁目１―２―106
債務者　阿部　道雄
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４４４号
東京都多摩市豊ケ丘６丁目１―２―106
債務者　阿部　敬子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５２０号
東京都葛飾区奥戸５丁目24―10　佐藤方
債務者　露久保政次
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５６９号
東京都練馬区石神井台３丁目２―37―Ｂ―201
債務者　松谷眞奈美
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２８号
東京都日野市東豊田２丁目27番地の５コーポラスジュンⅢ202
債務者　内海　真樹
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７０７号
東京都北区東十条４丁目10―６―206
債務者　高橋　千尋
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７０８号
東京都東久留米市前沢３丁目７―14―201
債務者　切通　雅宏
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２９号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番25―308号
債務者　高橋　　翠
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０８号
静岡市駿河区高松2484―３、住民票上の住所静岡市駿河区広野６丁目48番12号
債務者　津田　道子
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２３年（フ）第６５号
茨城県土浦市荒川沖235番地１　エクセル武井105
破産者　逆井　哲男
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６６号
茨城県土浦市荒川沖235番地１　エクセル武井105
破産者　逆井　裕子
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６９号
茨城県稲敷郡阿見町中郷２丁目18番地30　パルティ阿見105号、前住所茨城県稲敷市沼田2650番地175
破産者　大友　敬二
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７１号
茨城県石岡市月岡1162番地５
破産者　馬場　　強（旧姓奥村）
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５４９号
北海道上川郡愛別町字愛別1355番地９
破産者　田之上昭男
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
埼玉県春日部市小渕17番地９　第19アオイビル102号
破産者　一木　昭勝
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目２番１―205号
破産者　春木　秀一
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
埼玉県越谷市蒲生茜町10番地12　パインハイツ103号、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市宮本町５丁目43番地１　レオパレスマイン106
破産者　武井　光子
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目500番地５
破産者　高野　隆孝
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係